

# 地方分権改革「提案募集方式」 に関する提案

平成28年6月

徳島県

# 地方分権改革「提案募集方式」の概要

## 趣旨

地方分権改革については、国の設置する「地方分権改革推進委員会」の「勧告」等に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に関して、4次にわたる一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）など、「国主導」で進められてきた。

国においては、個性を活かし自立した地方をつくるためには、社会経済情勢の変化に対応して、地方の声を踏まえつつ、更なる「地方分権改革」を推進する必要があるとの方針を示している。

このため、新たな局面を迎える「地方分権改革」においては、地方の発意に根ざした取組を推進することとし、「委員会勧告方式」に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入されることとなった。

## 提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
- ②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

## 募集期間

平成28年3月17日（木）～6月6日（月）

# 地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)①

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
1	県民環境部	FCフォークリフト導入促進に向けた屋内での水素充填のための規制緩和	一般高圧ガス保安規則7条の3に規定する圧縮水素ガスに係る技術上の基準を見直し、屋内での水素充填を可能とする。	現行法上、水素スタンドのディスペンサーの上部は、水素が滞留しないような構造とすることが求められることから、実質、屋内での水素充てんは不可能となっている。 FCフォークリフト導入の可能性について、民間事業者へのヒアリングを実施したところ、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとっては、屋内充てんが可能であることがFCフォークリフト導入のための必須事項となっているため、普及が進まない状況にある。	高圧ガス保安法第5条、一般高圧ガス保安規則第7条の3	経済産業省
2	県民環境部	FCV、FCフォークリフト導入促進に向けた水素セルフ充填のための規制緩和	一般高圧ガス保安規則第64条に規定する保安統括者選任の規定を見直し、水素セルフ充填を可能とする。	水素の充てんは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は、同法第5条に基づく許可・届出が必要となるとともに、安全を保つため、水素充填時には一般高圧ガス保安規則64条規定する保安統括者による監督の必要があることから、可燃性・爆発性を有する水素の取扱方法について知識の無いFCVドライバーやFCフォークリフト作業者が、保安統括者の監督無しにセルフ充てんを行うことは困難であるため、普及が進まない状況にある。	高圧ガス保安法第5条、一般高圧ガス保安規則第64条第2項第5号	経済産業省
3	県民環境部 県土整備部	道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条の占用許可対象物件とする。	水素グリッド社会を推し進める中で、地方部においては水素充填可能なネットワークが脆弱である。このような新たなニーズを踏まえた「道の駅」の機能強化が求められている。	道路法第32条 道路法施行令第7条	国土交通省

## 地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)②

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
4	保健福祉部	「難病患者」雇用促進のための「法定雇用障がい者数」算定の見直し	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する「他の心身の機能の障害」を有する難病患者についても、法定雇用障がい者数の対象となるよう見直しを行う。	難病患者については一般雇用主による雇用が進まない状況になっている。	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条	厚生労働省
5	保健福祉部	平常時における「避難行動要支援者名簿」の支援関係者への提供	平常時においても「避難行動要支援者名簿」を支援関係者に提供できるよう災害対策基本法の見直しを行う。	発災時に避難行動要支援者の支援を行うには、平常時からの計画及び訓練が重要であるが、本人同意及び条例等の定めによる場合しか支援関係者へ避難行動要支援者に関する情報の提供が行われないため、実効性の高い支援が行われない恐れがある。	災害対策基本法第49条の10、第49条の11	総務省
6	商工労働観光部 県民環境部	「子ども・子育て支援交付金」の交付金交付要綱の明確化	病児・病後児ファミリー・サポート・センター設置促進のため、利用者ニーズに即した上で、交付金交付要綱の補助対象の明確化を行う。	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの設置のニーズはあるものの、利用会員の不安や不満を解消するための支援が十分ではない。	子ども・子育て支援交付金交付要綱第3条	厚生労働省

## 地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)③

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
7	商工労働観光部 県民環境部	病児保育事業推進のための保育士配置基準の緩和	病児保育事業における保育士の配置基準を緩和し、専門の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員の配置も可能とする。	病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が、施設の設立や円滑な運営の支障となっている。	病児保育事業実施要綱	厚生労働省
8	農林水産部	円滑な農地集積のための「経営転換協力金」の事業費上限の見直し	「経営転換協力金」について、国が要綱で定める単価で継続的に制度が運用できるよう、事業費の上限設定の対象外とする。	徳島県内では経営規模が小さい農家が多く、農地貸し出しの際に支払われる「経営転換協力金」の大幅な単価の切り下げを余儀なくされており、国が要綱で定める単価で協力金の支払いができない。	農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2の第4の3	農林水産省
9	県土整備部	過疎地域における「二次交通」確保のための規制緩和	バス・タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合などの一定要件のもと、この実施主体に地方自治体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加える。	過疎地域においては交通事業者が十分に存在しておらず、「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。観光客からの恩恵のある旅館事業者がその役割として期待されているものの、現行法上は無報酬での送迎となり、採算が合わないため、来るはずの観光客を逃している状況である。	道路運送法第78条	国土交通省

## 地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)④

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
10	教育委員会	インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象拡大	学校施設環境改善交付金大規模改造(障害児等対策)の対象に、高等学校を追加すること。	障がいのある生徒の県立高校進学者数は増加傾向にあるが、施設面の障壁をなくすバリアフリー対策工事が進んでいない状況にある。	学校施設環境改善交付金交付要綱第2第2項(別表1-7-カ)	文部科学省
11	教育委員会	6次産業化教育推進のための「専門学科・科目の履修条件」の緩和	6次産業化教育の推進に必要な教育課程を編成するため、専門学科における「専門学科・科目の履修条件」を緩和する。	6次産業化教育へ対応するため、農業・工業・商業教育を融合する必要があるが、履修する他の専門教科・科目については「専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合」とされており、柔軟な教育課程の編成が難しい状況にある。	学習指導要領第1章第2款1、第3款2(1)	文部科学省